



宇治市宣伝大使
ちはや姫



転居された方へ

令和3年4月

以下の項目に該当される方は、担当課にて手続きを行ってください。
なお、住所は住み始めた日から新しい住所に変わったものとして取り扱います。

の手続きについては、マイナンバーカード等のマイナンバーのわかる物と、本人確認できる物をお持ちください。

項目	担当課	手続き
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード 専用窓口 1階市民ギャラリー 0774-21-0428	カードに新住所の裏書及びICチップ内の券面事項の書き換えを行います。本人か同一世帯の方がマイナンバーカード、住民基本台帳カード、本人確認できるものを、窓口までお持ちください(電子証明書を発行されている場合、電子証明書は失効します)。
住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 1階 0774-20-8722	転居届出をすることにより自動的に住所が変更されます。お持ちの印鑑登録証をそのままご利用ください。
印鑑登録をされている方		登録は継続となります。登録内容の変更手続きをしてください。 新たに利用を希望される方は、申し込みが必要です。 詳しくは市民課までお問い合わせください。
事前登録型本人通知制度を利用されている方・利用を希望される方		
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険課 1階 0774-20-8729	住所変更の手続きをしてください。 国民健康保険被保険者証と認印をお持ちください。(本人確認は、顔写真つきのもをお願いします。)
後期高齢者医療制度に加入されている方	年金医療課 後期高齢者医療係 1階 0774-21-0413	後期高齢者医療被保険者証の変更が必要です。 被保険者証、認印をお持ちください。
子育て支援医療費支給制度、福祉医療費支給制度を受給されている方	年金医療課 福祉医療係 1階 0774-21-0413	各種受給制度登録内容の変更が必要です。 各種受給者証(京都子育て支援医療費受給者証、福祉医療費受給者証「老人、ひとり親、障害」、重障老人健康管理事業対象者証(シール))、被保険者証、認印をお持ちください。
国民年金に加入されている方 (国民年金の保険料を納付、または免除されている方)	年金医療課 国民年金係 1階 0774-20-8792	手続きが必要な場合がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。
障害基礎年金のみを受給されている方		
介護保険の被保険者の方 (65歳以上の方及び40~65歳未満で要介護認定を受けている方)	介護保険課 1階 0774-20-8731	介護保険被保険者証をお持ちください。 介護保険負担割合証及び各種減額認定証(確認証)をお持ちの方は、併せて手続きをしてください。
特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受けている方 障害者扶養共済制度 に加入している方	障害福祉課 1階 0774-21-0419	住所変更の手続きをしてください。 特別児童扶養手当を受給している方は、手当の証書をお持ちください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方		手帳をお持ちになって、住所変更の手続きをしてください。 写真(縦4cm×横3cm)が必要になる場合がありますので、詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

裏面に続きます

の手続きについては、マイナンバーカード等のマイナンバーのわかる物と、本人確認できる物をお持ちください。

項目	担当課	手続き
障害福祉サービス 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)を受けている方	障害福祉課 1階 0774-21-0419	受給者証をお持ちになって、住所変更の手続きをしてください。
軽自動車、バイクをお持ちの方	市民税課 2階 0774-20-8718	125cc以下の原付バイクについては、定置場変更の手続きをしてください。 軽自動車、125cc超のバイクについては、軽自動車検査協会または運輸支局で手続きがあります。詳しくは市民税課にお問い合わせください。
上下水道の開・閉栓手続きについて	上下水道部営業課 2階 0774-20-8807	(転居前) 事前に閉栓の手続きをしてください(電話で受付可)。詳しくは営業課にお問い合わせください。
		(転居先) 開栓の手続きをしてください(電話で受付可)。詳しくは営業課にお問い合わせください。
		転居前・転居先が集合住宅の場合は、まず、管理会社等にご確認ください。
児童手当を受けている方(中学校修了前の児童を養育されている方)	こども福祉課 2階 0774-20-8733	住所変更の手続きをしてください(ただし、受給者と対象児童と一緒に転居する場合は手続き不要です)。
児童扶養手当を受けている方		住所変更の手続きをしてください(状況により他の手続きが必要になる場合があります)。
宇治市内の学童保育(育成学級)に入級申請される方及び入級している児童を養育されている方		在籍する小学校の育成学級への通級となりますので、転級届等が必要です。 ただし、転級先の育成学級の定員がありますので、窓口でご相談のうえ、お手続きください。
宇治市の保育所等に入所申請中又は入所中の児童を養育されている方	保育支援課 2階 0774-20-8732	住所変更の手続きをしてください。
認定こども園等の預かり保育や認可外保育施設等の保育料無償化を受けている方		
未熟児養育医療を受けている方	保健推進課 2階 0774-20-8728	住所変更の手続きをしてください。
町内会・自治会への加入を検討されている方	自治振興課 2階 0774-20-8721	住みよい地域づくりのために町内会・自治会に加入しましょう。お住まいの地域の町内会・自治会等をお調べします。
小・中学生、幼稚園児のおられる世帯	学校教育課 6階 0774-20-8757	住所変更の手続きをしてください(宇治市立学校に就学をされていない場合や、学校区が変わらない場合も手続きが必要です)。
し尿収集(くみ取り式便所の場合)について	ごみ減量推進課 西館 3階 0774-20-8762	代表者が転居される場合は、廃止または代表者変更の届出をしてください。転居先でのし尿収集には、別途開始の申請をしてください。
転居に伴いごみが多量に出る方		転居に伴いごみが多量に出る場合は、有料の臨時収集をお申し込みください。
浄化槽をお使いの世帯	環境企画課 西館 3階 0774-20-8726	転居前又は転居後住所地で浄化槽をお使いの場合は、廃止(休止)又は使用開始の手続きをしてください。詳しくは環境企画課までお問い合わせください。
犬を飼っておられる方		住所変更の手続きをしてください。
天ヶ瀬墓地公園にお墓をお持ちの方		住所変更の手続きをしてください。詳しくは環境企画課までお問い合わせください。